

2023年10月12日

プラスチック資源循環促進法

－ 会員会社の取組事例 －

本資料では、会員会社におけるプラスチック資源循環促進法の取組事例を紹介しています。
(2023年10月12日現在、随時、更新します。)

三井住友ファイナンス&リース株式会社【正会員】

プラスチック資源循環促進法に関する目標

背景

2022年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、事業者・国・地方自治体に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制、再資源化、情報公表等の取り組みが求められるようになりました。これを受けて、当社では、2022年10月にリース事業協会が制定したリース会社向けガイダンスを踏まえ、「事業活動で用いるプラスチック事務用品などの排出抑制」および「プラスチックを使用したリース終了物件の再資源化」に関する目標設定を行い、2023年6月に公表しました。

当社の目標

目標①: 事業活動で用いるプラスチック事務用品などの排出抑制

「2025年度までに、使用済クリアファイルをリサイクル率100%にする。」

「2025年度までに、新たに購入するクリアファイルを非プラスチック素材100%にする。」

目標②: プラスチックを使用したリース終了物件の再資源化

「2024年3月を目途に具体的な定量目標を設定すべく、今後1年間で委託処分業者との丁寧なコミュニケーションを継続して、リース物件の生涯リサイクル率を把握し、資源のサーキュラー化の促進を共同で推進する。」

(公表ページ <https://www.smfl.co.jp/future/environment/plastic/>)